

令和 8 年度新たな地域医療構想等に係る調査・分析等業務委託 仕様書

1 目的

県が、「改正医療法」（令和 7 年法律第 87 号（第 2 条））第 30 条の 3 の 3 に定める地域医療構想の策定及び同法第 30 条の 4 に定める医療計画の中間見直しを行うに当たって、効率的な業務遂行と質の高い構想等策定を目的とし、必要となる調査・分析を行うとともに、地域の課題や解決の方向性等に関して、専門的見地からの提案や助言等の支援を行うものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

3 業務の内容

国から示される医療構想及び医療計画策定に関する指針及びガイドライン（以下「厚労省ガイドライン」という。）や厚生労働省所管の各種検討会の資料、県の現地域医療構想及び保健医療計画、関連計画の内容等を把握し、理解した上で、以下の業務を行うこと。

（1）新たな地域医療構想策定に関すること

① 調査・分析業務

ア. 構想区域ごとの現状分析

構想区域^(※1)ごとに、県の現地域医療構想に記載のある分析項目（目標設定していないものも含む。）、厚労省ガイドラインに示される分析項目（例）の中から県が指定する分析項目、その他地域医療構想策定の際に有効と考えられる分析項目について、県と協議の上で選定し、分析項目の調査・分析を行うこと（分析項目は全 30 項目程度を想定）。また、分析項目の選定に際しては、受託者は県に対し専門的知見からの助言を行うこと。

^(※1)「構想区域」は現状の奈良、東和、西和、中和、南和の 5 圏域。

分析項目の調査・分析の際は次の点に留意すること。

- 分析項目の値は、全県及び構想区域単位で把握することを原則とし、市町村単位で把握できる場合は、市町村単位まで行うこと。
- 医療体制の経年的な比較や医療圏間の比較を行うこと。
- 医療体制に関する分析項目間相互の関連性にも着目すること。
- 把握した分析項目の値は、図表を用いて、全県や二次医療圏、市町村の状況が把握しやすいよう整理すること。

なお、県は受託者に対し、必要に応じて、県が管理する情報（例：国民健康保険データベースを基に抽出した県保有データ、病床機能報告の結果、医療機関名簿、等）を提供する。

イ．評価及び課題仮説と解決の方向性の検討

上記ア．を踏まえ、県において評価と課題解決の方向性について検討を行うため、受託者は専門的知見からの助言を行うこと。

ウ．構想区域の再編検討

上記ア．及びイ．を踏まえ、県において現行の構想区域見直しの必要性について検討を行う。受託者は、検討にあたって専門的知見からの助言を行うとともに、県と協議の上で上記イ．の分析項目から必要な項目を選定し、現圏域と見直し後の圏域との比較分析を行うこと。

なお、検討に際しては 2040 年頃の推計人口を踏まえた医療・介護需要の変化を加味すること。

エ．留意事項

国及び県の検討状況や議論を踏まえ、分析項目について修正や追加が必要となる場合には、県と協議の上で速やかに対応すること。

② 検討委員会の運営補助

上記①を踏まえ、新たな地域医療構想策定のための検討委員会（3 回開催予定。以下「検討委員会」という。）での説明に活用できる分析資料を作成すること。（原則として PowerPoint 形式とし 20 ページ程度を想定）

また、検討委員会の運営（参加者調整、会議の設定及び案内、議事録作成）は受託者が行うものとし、委員謝金については県が支払うものとする。

③ 奈良県地域医療構想（案）原稿データの作成

上記①で作成した分析項目と、県から提供するその他の原稿データを結合させ、奈良県地域医療構想（案）の原稿データ（100 ページ程度を想定）を作成すること。原稿データは Word 形式とするが、画像貼り付けしたデータについては、元データ（Excel・PowerPoint 形式等）も合わせて納品すること。

また、県の白地図を医療圏別（再編検討案ごとに作成）に着色した地図データを作成し納品すること。（データは検討委員会資料としての活用や、地域医療構想及び保健医療計画への掲載を想定。）

なお、上記各データは印刷、配布（インターネット上への掲載も含む。）を予定しているため、権利関係について必要な諸手続も併せて行うこと。

(2) 医療計画の中間見直しに関すること

① 調査・分析業務

指定領域^(※1)ごとに、県の現保健医療計画等に記載のある分析項目（目標設定していないものも含む。）、厚労省ガイドラインに示される分析項目（例）の中から県が指定する分析項目、その他医療計画策定の際に有効と考えられる分析項目について県と協議の上で分析項目を選定し、分析項目の調査・分析を行うこと（分析項目は全 50 項目程度を想定）。また、分析項目の選定に際しては、受託者は県に対し専門的知見からの助言を行うこと。

^(※1) 指定領域は「在宅医療」「医師・看護師確保」「外来医療」、「循環器」の 4 領域とする。

分析項目の調査・分析の際は次の点に留意すること。

- 分析項目の値は、全県及び二次医療圏単位で把握することを原則とし、市町村単位で把握できる場合は、市町村単位まで行うこと。
- 医療体制の経年的な比較や医療圏間の比較を行うこと。
- 医療体制に関する分析項目間相互の関連性にも着目すること。
- 必要により、病期、医療機能、ストラクチャー・プロセス・アウトカム等の分析軸を用いて整理すること。
- 把握した分析項目の値は、図表を用いて、全県や二次医療圏、市町村の状況が把握しやすいよう整理すること。

なお、受託者は県に対し、必要に応じて、県が管理する情報（例：国民健康保険データベースを基に抽出した県保有データ、病床機能報告の結果、医療機関名簿、等）の提供について協議することができる。

② 医療計画中間見直し（案）原稿データの作成

上記①で作成した分析項目と、県から提供するその他の原稿データを結合させ、医療計画中間見直し（案）の原稿データ（全 40 ページ程度を想定）を作成すること。原稿データは Word 形式とするが、画像貼付けしたデータについては、元データ（Excel・PowerPoint 形式等）も合わせて納品することとする。

なお、当該データは印刷、配布（インターネット上への掲載も含む。）を予定しているため、権利関係について必要な諸手続も併せて行うこと。

4 業務実施スケジュール

「別紙 1 業務実施スケジュール」のとおり

5 成果品の提出形態と提出期限

各成果品の形態および提出期限は下表のとおりとする。ただし、検討状況によって追

加の分析や期限の延長等を行う場合があるため、適宜県と協議の上で進めること。

高品質な資料を提出期限までに作成できるよう、受託者は、資料の内容や提出形態について、県と綿密に調整を行いながら業務を遂行すること。

成果品は各提出期限までにメールで県に提出するとともに、業務終了時は、全成果品を県が指定するストレージサービス等で納品することとする。

業務内容		成果品（形態）	提出期限
（１）新たな地域医療構想策定に関すること			
①ア	構想区域ごとの現状分析	分析項目データ（Excel）	検討委員会開催の２週間前※
①イ	評価及び課題仮説と解決の方向性の検討	-	
①ウ	構想区域の再編検討	分析項目データ（Excel）	検討委員会開催の２週間前※
②	検討委員会の運営補助	分析資料（原則としてPowerPoint）	検討委員会開催の２週間前※
③	奈良県地域医療構想（案）原稿データの作成	奈良県地域医療構想（案）原稿データ（Word およびExcel・PowerPoint等）	10月上旬※
（２）医療計画の中間見直しに関すること			
①	指定領域ごとの現状把握	分析項目データ（Excel）	8月上旬※
②	医療計画中間見直し（案）原稿データの作成	医療計画中間見直し（案）原稿データ（Word およびExcel・PowerPoint等）	10月上旬※

※記載は初稿の提出期限とし、各会議において必要な分析項目等や期限は適宜県と協議の上で決定する。

6 業務実施に当たっての遵守事項

- （１）受託者は本業務を円滑に遂行できる業務実施体制を整備するとともに、体制表（組織図等）を作成し、契約後速やかに県に提出すること。業務実施体制においては、統括責任者（業務全体の指揮監督を行う者）を１名選任すること。また、統括責任者を変更する場合はあらかじめ県と協議すること。
- （２）県との連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施に努めるとともに、業務の進捗状況は定期的に報告すること。
- （３）県が求めた場合、速やかに打合せ（Web形式によるものを含む）ができる体制を整えておくこと。
- （４）県が業務の改善を求めた場合は速やかに対応すること。
- （５）打合せを行った場合は、記録を作成すること。

7 定例会議等への出席

- (1) 県と受託者相互間の綿密な連絡調整の場を設けるとともに、県が開催する定例会議には、必ず出席すること。
- (2) 定例会議は、原則1週間に1回とする。ただし、業務の進捗状況により、県と受託者が協議を行い、回数を増減させることができる。
- (3) 統括責任者は、可能な限り定例会議に出席すること。
- (4) 定例会議を開催した場合は、受託者において記録を作成し、速やかに提出すること。
- (5) その他県が求めた場合等は、速やかに来訪すること。

8 再委託に関する事項

- (1) 受託者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託者は、受託業務の一部を再委託する場合は、再委託先ごとに以下について明記したものを事前に書面で申請し、県の承諾を得なければならない。
 - ① 再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先等）
 - ② 再委託する業務の内容
 - ③ 再委託を行う理由
 - ④ 再委託の相手方を選定した理由
 - ⑤ 再委託契約(予定) 金額
 - ⑥ その他必要と認められる事項（業務履行に必要な人員・技術等の有無、適格性の有無等）。
- (3) 再委託先において、本業務仕様書等に定める事項に関する義務違反又は業務に過失があった場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (4) 再委託先が更に再委託を行う場合は（2）～（3）までについて、本事業の受託者が責任を持って対応すること。

9 留意事項

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 本業務により得られた成果、著作権は、県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 受託者は、県に協議し了解を得た場合において、本業務の成果品等の第三者への提供、内容の転載及び研究目的の使用を行うことができる。
- (5) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。

- (6) この業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (7) 受託者は、受注者として、業務の遂行に当たって関係法令及び適用基準等を遵守すること。個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、別記2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (8) (1)～(7)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (9) 天災、感染症の流行その他不可抗力により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について、県と受託者が協議を行い、県が決定する。
- (10) 瑕疵補修などやむを得ない対応については契約期間終了後であっても業務完了まで行うこと。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外使用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。